

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和5年7月20日(2023.7.20)

【国際公開番号】WO2021/053644
 【公表番号】特表2022-548534(P2022-548534A)
 【公表日】令和4年11月21日(2022.11.21)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-214
 【出願番号】特願2022-515065(P2022-515065)
 【国際特許分類】

10

H 0 4 N 2 1 / 2 6 6 2 (2 0 1 1 . 0 1)
 G 0 9 G 5 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 G 0 9 G 5 / 3 7 7 (2 0 0 6 . 0 1)
 G 0 9 G 5 / 3 6 (2 0 0 6 . 0 1)
 H 0 4 N 2 1 / 2 3 5 (2 0 1 1 . 0 1)
 H 0 4 N 2 1 / 4 3 5 (2 0 1 1 . 0 1)
 H 0 4 N 2 1 / 4 7 2 8 (2 0 1 1 . 0 1)
 G 0 6 T 5 / 5 0 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

H 0 4 N 2 1 / 2 6 6 2
 G 0 9 G 5 / 0 0 5 5 5 D
 G 0 9 G 5 / 3 6 5 2 0 L
 G 0 9 G 5 / 0 0 5 5 0 C
 G 0 9 G 5 / 0 0 5 2 0 V
 G 0 9 G 5 / 3 6 5 2 0 E
 H 0 4 N 2 1 / 2 3 5
 H 0 4 N 2 1 / 4 3 5
 H 0 4 N 2 1 / 4 7 2 8
 G 0 6 T 5 / 5 0

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月11日(2023.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回路を含み、フレームの複数の領域をレンダリングするように構成されたレンダリングユニットであって、前記複数の領域の各領域は、他の領域とは異なる解像度でレンダリングされる、レンダリングユニットと、
 回路を含む送信機と、を備え、

40

前記送信機は、

前記複数の領域の各領域を個別のストリーム内の個別の画像として受信機に送信することと、

第1のストリームが送信される時間を変更することで前記第1のストリームの位相を第2のストリームに対しシフトすることによって、前記第1のストリームを送信することによって、前記位相は、前記フレーム内の中心窩領域の位置に対応する量だけシフトされ、前記第1のストリームは前記中心窩領域を含み、前記第2のストリームは背景画像を含む、

50

ことと、

を行うように構成されている、
システム。

【請求項 2】

前記中心窩領域は、第 1 のリフレッシュレートで更新され、
前記背景画像は、第 2 のリフレッシュレートで更新され、
前記第 2 のリフレッシュレートは、前記第 1 のリフレッシュレートとは異なる、
請求項 1 のシステム。

【請求項 3】

前記レンダリングユニットは、眼球サッケードが検出されたという指標を受信したこと 10
に応じて、異なる解像度でレンダリングされる領域の数を増やすように構成されている、
請求項 1 のシステム。

【請求項 4】

前記レンダリングユニットは、
前記指標を受信する前に、第 1 のフレームに対して 2 つの個別の領域をレンダリングし
、
前記指標を受信した後に、第 2 のフレームに対して 3 つ以上の個別の領域をレンダリン
グするように構成されている、
請求項 3 のシステム。

【請求項 5】

前記レンダリングユニットは、前記指標を受信したことに応じて、前記中心窩領域のリ
フレッシュレートを調整するように構成されている、
請求項 3 のシステム。

【請求項 6】

前記送信機は、前記複数の領域を組み合わせる前記合成画像を生成する方法を指定する
ために、ブレンドマスクを前記受信機に伝達するように構成されている、
請求項 1 のシステム。

【請求項 7】

前記送信機は、前記背景画像をスケーリングする方法を指定するために、背景画像スケー
リング属性を前記受信機に伝達するように構成されている、 30
請求項 1 のシステム。

【請求項 8】

回路を含むレンダリングユニットが、フレームの複数の領域をレンダリングすることであ
って、前記複数の領域の各領域は、他の領域とは異なる解像度でレンダリングされる、こ
とと、

回路を含む送信機が、各領域を個別のストリーム内の個別の画像として受信機に送信する
ことと、

第 1 のストリームが送信される時間を変更することで前記第 1 のストリームの位相を第 2
のストリームに対してシフトすることによって、前記第 1 のストリームを送信すること
であって、前記位相は、前記フレーム内の中心窩領域の位置に対応する量だけシフトされ、 40
前記第 1 のストリームは前記中心窩領域を含み、前記第 2 のストリームは背景画像を含む
、ことと、を含む、

方法。

【請求項 9】

前記中心窩領域は、第 1 のリフレッシュレートで更新され、
前記背景画像は、第 2 のリフレッシュレートで更新され、
前記第 2 のリフレッシュレートは、前記第 1 のリフレッシュレートとは異なる、
請求項 8 の方法。

【請求項 10】

眼球サッケードが検出されたという指標を受信したことに応じて、異なる解像度でレン 50

ダリングされる領域の数を増やすことをさらに含む、

請求項 8 の方法。

【請求項 1 1】

前記指標を受信する前に、第 1 のフレームに対して 2 つの個別の領域をレンダリングすることと、

前記指標を受信した後に、第 2 のフレームに対して 3 つ以上の個別の領域をレンダリングすることと、をさらに含む、

請求項 1 0 の方法。

【請求項 1 2】

前記指標を受信したことに応じて、前記中心窩領域のリフレッシュレートを調整することとをさらに含む、

請求項 1 0 の方法。

【請求項 1 3】

前記複数の領域を組み合わせて前記合成画像を生成する方法を指定するために、ブレンドマスクを前記受信機に伝達することをさらに含む、

請求項 8 の方法。

【請求項 1 4】

前記背景画像をスケーリングする方法を指定するために、背景画像スケーリング属性を前記受信機に伝達することをさらに含む、

請求項 8 の方法。

【請求項 1 5】

回路を含む送信機と、

受信機と、を備え、

前記送信機は、

フレームの複数の領域をレンダリングすることであって、前記複数の領域の各領域は、他の領域とは異なる解像度でレンダリングされる、ことと、

各領域を個別のストリーム内の個別の画像として前記受信機に送信することと、

第 1 のストリームが送信される時間を変更することで前記第 1 のストリームの位相を第 2 のストリームに対してシフトすることによって、前記第 1 のストリームを送信することであって、前記位相は、前記フレーム内の中心窩領域の位置に対応する量だけシフトされ、前記第 1 のストリームは前記中心窩領域を含み、前記第 2 のストリームは背景画像を含む、ことと、

を行うように構成されており、

前記受信機は、

複数のストリームからの前記複数の領域を組み合わせて、合成画像を生成することと、

前記合成画像をディスプレイに送ることと、

を行うように構成されている、

システム。

【請求項 1 6】

前記中心窩領域は、第 1 のリフレッシュレートで更新され、

前記背景画像は、第 2 のリフレッシュレートで更新され、

前記第 2 のリフレッシュレートは、前記第 1 のリフレッシュレートとは異なる、

請求項 1 5 のシステム。

【請求項 1 7】

前記送信機は、眼球サッケードが検出されたという指標を受信したことに応じて、異なる解像度でレンダリングされる領域の数を増やすように構成されている、

請求項 1 5 のシステム。

【請求項 1 8】

前記送信機は、

前記指標を受信する前に、第 1 のフレームに対して 2 つの個別の領域をレンダリングし

10

20

30

40

50

、
前記指標を受信した後に、第2のフレームに対して3つ以上の個別の領域をレンダリングするように構成されている、

請求項17のシステム。

【請求項19】

前記送信機は、前記指標を受信したことに応じて、前記中心窩領域のリフレッシュレートを調整するように構成されている、

請求項17のシステム。

【請求項20】

前記送信機は、前記複数の領域を組み合わせて前記合成画像を生成する方法を指定するために、ブレンドマスクを前記受信機に伝達するように構成されている、

請求項15のシステム。

10

20

30

40

50